

岐阜県公報

目 次

告 示

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更
 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
 道路の区域変更

(里川振興課) 三七三
 (治山課) 三七四
 (道路維持課) 三七四

公 示

平成二十八年度家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催
 県営土地改良事業計画の決定
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(畜産課) 三七五
 (農地整備課) 三七五
 (技術検査課) 三七六

告 示

岐阜県告示第三百六十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千七百五十五号
 平成二十八年六月十四日

(火曜日)

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
根尾川筋漁業協同組合 本巣市山口八九七番地	内共第八号	次のとおり	平成二十八年五月十八日。ただし、一部の規定については、平成二十九年一月一日
長良川中央漁業協同組合 美濃市曾代一番地の三	内共第十六号	同	平成二十八年五月十八日。ただし、一部の規定については、平成二十八年十月一日
郡上漁業協同組合 郡上市八幡町有坂二二三八番地	内共第十七号	同	平成二十八年五月十八日。ただし、一部の規定については、平成二十九年一月一日
美山漁業協同組合 山県市谷合一三五八番地の一	内共第二十号	同	平成二十八年五月十八日

板取川上流漁業協同組合 関市洞戸大野字村前八四〇番 地の五	内共第二十 二号		平成二十八年五月十八 日
恵那漁業協同組合 中津川市米町七番三〇号	内共第二十 六号	同	平成二十八年五月十八 日。ただし、一部の規 定については、平成二 十九年一月一日
益田川上流漁業協同組合 高山市久々野町無数河二六六 番地	内共第三十 号	同	平成二十九年一月一日 。ただし、一部の規定に ついては、平成二十八 年五月十八日
宮川下流漁業協同組合 飛騨市宮川町棠之内二五番地 一	内共第三十 七号 内共第四十 四号 内共第四十 五号	同	平成二十九年一月一日
宮川漁業協同組合 高山市桐生町五丁目一九〇番 地	内共第三十 八号 内共第四十 一号	同	平成二十九年三月一日

（「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中津川市阿木字一ノ沢五五八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字一ノ沢五五八の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年六月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
一般 国道	四百七十 二号	郡上市八幡町初納字大廻 津八七九番二地先から	前	六・六 二・四	四六・〇	

同 市 同 町 同 字 同
 八 七 〇 番 四 地 先 まで
 後
 八 六 〇
 九 〇
 四 六 〇

公 示

平成二十八年年度家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、平成二十八年年度家畜体内受精卵移植に関する講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号）第四条の規定により公示する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 開催期間

平成二十八年八月二十五日から

同 年九月十六日まで

二 開催場所

1 学科及び実習の一部

美濃加茂市古井町 岐阜県可茂総合庁舎

2 実習

高山市清見町 岐阜県畜産研究所 飛驒牛研究部

同 一般社団法人岐阜県農畜産公社 飛驒牧場

恵那市山岡町 岐阜県畜産研究所 酪農研究部

恵那市長島町 一般社団法人岐阜県農畜産公社 東濃牧場

3 修業試験

美濃加茂市古井町 岐阜県可茂総合庁舎

三 家畜の種類

牛

四 受講定員

十五名
受講資格

現に、牛の人工授精業務に携わる者であつて、今後家畜受精卵移植に関する業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けたもの

六 講習科目及び時間

1 学科

科 目	時 間
体内受精卵移植概論	八
受精卵の生理及び形態	十六
体内受精卵の処理	十六
受精卵の移植	八

2 実習

科 目	時 間
体内受精卵の処理	五十
受精卵の移植	二十六

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し知事へ提出するものとする。

八 受講手数料

四万円

九 受講願書提出期限

平成二十八年七月二十二日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	東屋地区
縦覧場所	郡上市役所
縦覧期間	平成二八・六・一四から 同二八・七・一二まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年四月十一日	有限会社西内組	代表取締役 西内 志明	海津市南濃町山崎一〇四一番地五	般二十六二〇〇五四	土木及びとび・土工事業
平成二十八年四月十三日	株式会社濃建	代表取締役 春日 井賢司	不破郡垂井町一八五六番地の一	般二十三一五八七	管工事業
平成二十八年四月十八日	株式会社岐西商事	代表取締役 渋谷 勝久	大垣市新町一丁目六二番地	般二十四二〇〇九一	建築、大工及び内装仕上工事業
平成二十八年四月二十五日	川島製作所	川島勝敏	養老郡養老町高田一〇二〇五番地の五	般二十七二〇〇二八	建築及び大工工事業
平成二十八年四月二十五日	サカイ建築株式会社	代表取締役 酒井 英樹	関市側島三八四一一	般二十五三五〇三二	タイル・れんが・ブロック工事業
平成二十八年四月二十五日	各務鉄工	各務仁	加茂郡八百津町久田見二八三七番地	般二十三五〇〇六三	建築、大工及び鋼構造物工事業

平成二十八年五月十七日	株式会社しげん	代表取締役 島ノ 上静夫	高山市上岡本町三丁目三三番地	般二十七一六九六七	管工事業
平成二十八年五月十八日	小幡組	小幡修司	揖斐郡池田町八幡二六一一番地一	般二十六三〇〇二六	とび・土工事業
平成二十八年五月十八日	有限会社アーキテクトコア	代表取締役 道家 幹人	美濃加茂市下米田町今七五八番地二	般二十七五〇〇三五	建築工事業
平成二十八年五月二十五日	ニットー株式会社	代表取締役 加納 博志	揖斐郡揖斐川町三輪二一六三番地	般二十七三〇〇二一	建築及び内装仕上工事業

平成二十八年六月十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社